

## 大間風力発電所建設事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社（以下「事業者」という。）が青森県下北郡大間町において、総出力 19,500kW（定格出力 1,950kW 級の風力発電設備 10 基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域周辺には、住居や配慮が必要な学校などの施設が存在している。また、対象事業実施区域は青森県指定大間鳥獣保護区に指定されており、希少な猛禽類であるミサゴの複数繁殖や、ノスリ、オジロワシ等の渡り・越冬が確認されている。さらに、天然記念物に指定されているニホンザルの生息北限地になっている。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日）に基づき作成されたものであるが、本年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

### 1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

### 2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目並びに「風車の影」及び「生態系」についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

### 3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所

が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

#### 4．騒音及び低周波音について

風力発電設備から最近接の住居まで600m離隔させているが、予測される騒音の現況からの増分が三デシベルとなっている地点があることから、事後調査を実施しその影響について把握し、必要に応じて環境保全措置について検討すること。

特に、低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

#### 5．動物、植物及び生態系について

##### (1) 現地調査の追加について

鳥類の予測及び評価は、平成17年から平成18年までに行った調査結果を用いており、自然環境において変化が生じうる時間が経過している。また、渡り鳥については平成21年、22年に追加調査を行っているが、調査期間については春季、秋季ともに5日間のみとなっており、補助的な調査と言わざるを得ず、調査地点についても1～3地点となっており、広範で複雑な対象事業実施区域及びその周辺区域の予測に当たって限定的な調査に留まっている。

さらに、鳥類以外の動物については、種を限定した調査、予測及び評価となっており、植物については対象事業実施区域全体の調査を実施しておらず、一回のみの調査となっている。

以上のことから、専門家の意見聴取を踏まえて調査方法を検討し、動物及び植物の追加調査を実施して再度予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

##### (2) 生態系について

生態系の調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域が、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定されていることを踏まえて実施し、評価書に記載すること。

##### (3) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。また、鳥類のブレードへの衝突について、予測衝突確率を計算するなど、定量的に評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

##### (4) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1)～(3)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検

討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、対象事業実施区域が、青森県指定大間鳥獣保護区に含まれることに鑑みて、動物、植物及び生態系に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討し、事後調査を確実に実施すること。

特に、本地域においては、希少な猛禽類や渡り鳥が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡及び死亡・傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することで、より良い風力発電施設の在り方について検討できるよう努めること。

#### 6．事後調査結果の公表について

事後調査の結果及び事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。